

1.(6) 介護保険事業(支援)計画の見直し

資料 4 - 3

2040年頃には、高齢者人口がピークを迎える見込まれています。地域ごとに高齢化の進み方やサービス需要には差があり、**将来を見据えた計画づくりがこれまで以上に重要**となっています。

見直し内容

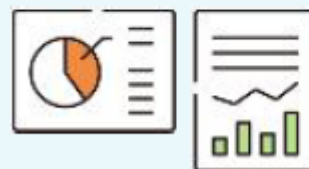
① 中長期的なサービス見通しを必須化

市町村・都道府県が策定する介護保険事業(支援)計画において、

- 介護サービス量の中長期的な推計
- 将来に向けたサービス提供体制の確保に関する施策

を必ず記載することとします。

2040年に向けて、介護サービス提供体制に関する地域課題の解決を図ります。



② 医療介護連携の状況等を勘案することを明確化

市町村が策定する介護保険事業計画において、

- 医療と介護の連携の状況
 - 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの入居定員
- を勘案することとします。

介護サービス見込量について、地域全体の実態に即した見通しを立てます。



③ 人材確保・生産性向上・経営改善の取組を明確化 (※)

都道府県が策定する介護保険事業支援計画において、介護現場における

- 人材確保
- 生産性向上
- 経営改善

に向けた取組と目標を明記します。

将来にわたり安定的にサービスを提供できる体制を整えます。



※ 障害福祉分野においても同様の見直しを行う。

将来のサービス需要の変化を見据え、地域ごとの状況に応じた介護サービス提供体制を計画的に整備します。